

( 続紙 1 )

京都大学	博士 (経済学)	氏名	Yong Yen Nie
論文題目	Colonial and Postcolonial Development of Local Entrepreneurship in Malaysia 1900-1996		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、イギリス植民地マラヤおよび独立後のマレーシアにおける地元企業家による企業家活動の実態と経済発展におけるその意味を、企業家史を軸に、経済史、経営史、産業史、商品史、政策史、文化史にわたる多角的な観点で解明したものであり、新聞・雑誌・政府刊行物等の同時代公刊資料、公文書館文書、主要企業の社内アーカイブ史料に加え、主要企業関係者へのインタビューも併用される。</p> <p>本論文は、既存研究の検討と課題の設定を行う第1章、地域の経済史を概観する第2章、3つの時期（第二次大戦前、1930-60年代、1970-1992年）のそれぞれにつき特定産業・企業に焦点をあてる第3章から第5章、結論に相当する第6章から構成される。</p> <p>第1章では、東南アジア史・植民地史の既存研究を検討し、研究の枠組み・分析概念と課題を明らかにする。計量経済史、世界システム論、商品史研究、ロストウ的な近代成長論、開発経済学と各種の工業化研究、経営史研究のいずれも、植民地下の産業発展と地元企業家を無視あるいは否定的に評価してきた。この限界を克服するためには、企業家研究、ファミリー・ビジネス論、ナショナリズム、組織論的歴史研究での研究を踏まえ、1) 植民地政府の役割、2) 企業戦略、3) 企業と政府の関係、4) 企業の国際化戦略に焦点を絞る必要がある。</p> <p>第2章ではマレーシアの経済・経営史を概観し、企業家活動の背景となる文脈を明らかにする。植民地マラヤの経済は各種のプランテーション農業と錫採掘を柱とし、独立後も1960年代までは植民地期の産業構造が続く。しかし1971年には新経済政策（NEP）が始まり、植民地期に淵源を持つ地元中小企業の企業家活動の蓄積をむしろ否定する形で、マレー人優遇のブミプトラ政策や政府主導の産業政策が推進された。</p> <p>第3章は、1900年から1939年までのマラヤのパイナップル缶詰産業の発展を企業家史・産業史的に解明する。パイナップルはゴム栽培の間作作物として栽培されたが、缶詰製造は食品加工業であり工業的基盤と各種の組織能力を必要とする。1874年にシンガポールでこれが開始され、20世紀にはマラヤにも拡大した。多数の零細製造業者が缶詰製造を担ったが、その大半は華人系企業家であった。主要企業に関するミクロレベルの分析は、この産業での企業家的組織能力の涵養、同業者組合による産地競争力向上の取り組み、植民地政庁による支援とその部分的成功を示す。</p> <p>第4章では、素材としての錫に着目し、その商品史・産業史的な位置とそこでのマレーシアの企業家・政府の役割を解明する。錫メッキ鋼板はブリキと呼ばれ、19世紀末以降で広く利用されたが、第二次大戦後の電気メッキ法開発でブリキ需要は急減し錫需要は打撃を受けた。マラヤの錫生産者と植民地政庁は最大市場である米国で錫利用促進を目的に活発なメディア戦略を実践し、次の局面ではナラティヴの再構築により錫合金であるピューターを宝飾品・贈答品素材として認知させることに成功した。</p> <p>第5章では、ピューター製品での首位企業ロイヤル・サランゴール社の国際的なブランド戦略を解明する。同社はピューターによる装飾品・贈答品製造で一番手企業と</p>			

なり、デンマーク人デザイナー招聘による優れたデザイン戦略と、国内外の多様な市場に合わせた柔軟なブランド戦略で国際的にも競争力を高めた。1970年代以降のナショナリズムの高まりの中で、同社はむしろ、旧宗主国市場向けに英国の伝統を前面に出したデザイン戦略や博物館を経路とする革新的なブランド戦略を採用して成功し、英国市場や国際的な市場を獲得した。

第6章では結論を示す。通説に反し、植民地マラヤでは一次産品関連部門で無視しえぬ工業的発展があり、地元の華人系企業家が設立した中小零細企業がこれを担った。華人系企業は高い組織能力を持っただけでなく通説に反し共同行動にも積極的で、また植民地政府も地元工業の振興を狙った産業政策を行い一定の成果を挙げた。ピューター産業の一番手企業であるロイヤル・サランゴール社の事例では、経営史で著名なHansen 2006の事例を裏返すかのように、ナショナリズムの高まりの中で逆に生産国イメージを隠し（旧）宗主国にとっての「伝統」と「モダン」のナラティブを自社の競争優位に繋げた。植民地下の経済社会は既存の植民地史像の中で客体としてのみ位置づけられてきたが、実際には主体性と企業家的力能を有していた。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、植民地マラヤと独立後のマレーシアについて、地元企業家による企業家活動と地域の経済発展にとってのその意味を、企業家史・経営史的視点を軸に、経済史、産業史、商品史、政策史、文化史の観点・概念も取り込んで分析したものである。本論文の特徴とその学術的な貢献は以下の通りである。

第一に本論文は、既存の植民地経済史研究に通底するいわば「オリエンタリズム」的な植民地像を覆す研究である。これら植民地像では、植民地支配を批判するあまり植民地社会を従属的・受動的な客体、主体的で内発的な経済発展の契機を欠く存在として描き、脱植民地化・脱一次産品化を唯一の発展の経路とみなしてきた。しかし本論文は、プランテーション農業や鉱山業から派生する食品工業（パイナップル缶詰製造業）や金属加工業（錫・ピューター製品産業）において、華人系の地元企業家が植民地時代から独立後の時代を通じて旺盛な企業家活動を行い、同業者間協力や産業の高度化、国際的な展開をも実現したこと、また植民地政庁が通説に反し産業育成策に取り組み、部分的とはいえ成果を挙げたことを一次史料に基づく緻密な論証で明らかにし、通説とは異なる植民地経済像を提示した。とりわけ、ロンドンを中心に支配・従属の構図を成す文化と信念の体系の中にあって、旧植民地の土着企業が（旧）帝国内の宗主国=植民地の経済・文化関係をむしろ逆手にとって旧宗主国市場獲得の企業戦略としてこれを利用するという、逆説的で両義的な関係の事例を示した意義は大きい。植民地史では今日、世界各地で異議申し立てがなされ文化闘争の様相を呈しているが、虐げられ歴史を奪われてきた者の叛逆という単純な図式を超えるこの事例発見は、歴史研究の存在意義を示す本論文の重要な貢献といえよう。

第二に本論文は、学問分野の制度化における地域差や学問領域間関係のあり方によって生じていた未開拓領域を学際的・国際的視点を武器に開拓者として切り拓いたものであり、次の3点において新規性があり画期的である。①東南アジアに関する本格的な経営史・企業家史。経営史（Business History）は東南アジアでは制度化されておらず、域内研究者も域外研究者も僅かであり、経営史・企業家史はそれ自体が画期的である。②植民地経済史と経営史の、植民地の側からの接合。この地域に関する数少ない研究はいずれも多国籍企業の側からの研究であり、地元中小企業の側からの研究は開拓者的である。③「文化論的/言語論的転回」/ナラティブ論の東南アジアへの適用。英語を研究言語とする経営史研究では重要な研究潮流だが日本では全く知られておらず、東南アジア企業への応用も初めてであり、方法論的に新規性がある。

第三に本論文は、商品史・産業史・経済発展論の観点で重要な貢献をおこなっている。世界的に産業革命の柱である綿や、日本や台湾の近代化を支えた絹やサ

トウキビは、植民地・熱帯産品あるいは工業化を支えた在来産品として工業化論の中で膨大な研究を生み出してきたが、錫やパイナップルについては、熱帯一次産品としての研究はあっても、製造業等への産業連関や工業化の起点となる産業とはされてこなかった。しかし産地として立地競争力を持つこれら産品は、国際競争上は当該国の固有の立地優位を活かした産業発展の起点となりうるはずである。この理論的な可能性を実際の具体的事例で示した意義は大きい。

以上のように本論文の学術的貢献は明瞭であり十分な評価に値するが、本論文に問題が無いわけではない。第一に、第3章から第4章における事例分析においては、背景となる産業全体の状況や華人系社会の全体像、事例分析対象企業の事業環境や競合・取引先企業については、俯瞰的な情報が十分とは言い難い。本論文が注目する「成功例」の陰に、どのような失敗例や企業間関係があったのかは説明が不十分である。第二に、これと逆の側面としては、論文全体を通じて叙述に冗長性や錯綜が目立つ。聞き取りに基づく「生の声」の欠落や、コロナ禍下での制限により現地史料利用がデジタル化済み史料に限られることも惜まれる。

とはいえこれらの問題は、本論文の根幹に関わる問題というよりは、査読誌論文の公刊と並行して時間的制約の下で大きなスケールで作品を取りまとめたという事情や、パンデミックという特殊な環境制約によるものであり、著者の今後の研究の発展の中で容易に克服されうるものである。よってこれらは、本論文の顕著な成果をいささかなりとも毀損するものではない。

以上の判断に基づき、本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和4年8月4日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日：            令和4年 10月 1日以降